**業務委託契約書**

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「委託者」という。）と試料・情報提供元機関[(施設名)      ]（以下「受託者」という。）は、AMED難治性疾患実用化研究事業「難病のゲノム医療実現に向けた全ゲノム解析の実施基盤の構築と実践（研究開発代表機関：国立研究開発法人 国立国際医療研究センター（以下「NCGM」という。）」（以下「AMED委託事業」という。）の委託者の業務の全部又は一部の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. **（目的）**

委託者は、本契約に基づき、AMED委託事業のうち、第2条に定める内容の業務（以下「本委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

1. **（委託業務）**

委託者が受託者に委託する本委託業務は、次の各号に定める業務とする。

1. 本委託業務を実施するための手続き

受託者は、本契約締結後、本委託業務を実施するに際し、試料・情報等の提供の許可を受託者の機関長から得て、その許可書のコピーを委託者又はNCGMに提出するものとする。なお、許可書については、『他の研究機関への試料・情報の提供に関する報告書』、又は、受託者独自の書式がある場合は、それを用いるものとする。

1. インフォームド・コンセント（以下「IC」という。）の取得に関する業務  
   受託者は、本委託業務のためのICの取得に関する業務を行う者（人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針上の「履行補助者」の位置づけとなり、以下「履行補助者」という。）を選定し、ICの取得に関する業務を実施する。なお、当該履行補助者は、IC取得に関する教育・研修を受けた者とする。
2. 履行補助者の管理監督

受託者は、履行補助者の本委託業務の実施等及び履行補助者が知り得た、第4条及び第5条に規定する個人情報及び秘密情報を含む一切の情報を第三者に漏洩しないよう、当該履行補助者を管理監督しなければならない。

1. 試料・情報等の収集と提供に関する業務

受託者は、履行補助者をして、ICを得られた参加者から採血を行い委託者に提供する。さらに、参加者の臨床情報の収集を行い、委託者およびNCGMに提供する。但し、受託者が当該試料や情報を既に保有している場合は、新規に取得せずに既存の試料・情報を提供するものとする。

1. **（業務委託の対価）**

本委託業務の対価は生じないものとする。

1. **（個人情報等の取り扱い）**

委託者及び受託者は、本委託業務の遂行に際して知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、地方公共団体において制定される条例、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針その他の日本国内の法令、ガイダンス、指針等を遵守する。

1. **（秘密情報の取り扱い）**

委託者及び受託者は、本委託業務の遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報であって「秘密」と明記された情報（以下「秘密情報」という。）については、厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならず、本委託業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。

1. **（研究成果の公表）**

受託者が、本委託業務に関連し創出した研究成果についての発表を希望する場合は、事前に委託者及びNCGMの承諾を得なければならない。

1. **（契約期間）**

本契約の有効期間は、本契約締結日から2027年3月31日までとする。

2．前項にかかわらず、本契約が終了した後も、第2条第（3）号、第4条、第5条、第6条、本項、第8条及び第9条は有効に存続するものとする。

1. **（協議解決）**

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、委託者及び受託者は、お互い誠意を持って協議し、その解決を図るものとする。

1. **（裁判管轄）**

　本契約に関する訴えは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各1通を保管する。

年　　　月　　　日

委託者：（住所）東京都小平市小川東町４丁目１番１号

　　　 （施設名）国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター

　　　 （役職・氏名）理事長　中込　和幸　・　印

受託者：(住所)

　　　　(施設名)

(役職・氏名)     　　　　　　　　　　　 　・　印



